

公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

(平成 27 年 3 月 26 日施行)
(令和 3 年 6 月 24 日改正)

1. 目的

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定。令和 3 年 2 月 1 日改正）を踏まえ、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から女子美術大学・女子美術大学短期大学部（以下「本学」という。）に配分される公的研究費について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うための必要な事項を定めるものとする。

2. 機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者は、「統括管理責任者」及び「公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス推進責任者」を置き、各責任者が不正防止対策に関して責任を持ち、積極的に推進するとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し責任体系を学内外に周知・公表する。

3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費の不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

- ア コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
- イ コンプライアンス教育の内容は、教職員等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- ウ コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に通講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- エ コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- オ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- カ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対する行動規範を策定する。

(2) ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るとともに、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知を図る。公的研究費により、謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

(3) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないよう適切な職務分掌を定め、職務権限に応じた決裁手続きを明確にする。

(4) 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、本学の不正対策に関する方針やルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、関係する規定等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。

(5) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

公的研究費の不正使用に関する告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程を整備し、その運用の透明化に努める。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止推進室は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理し評価する。
- (2) 基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止推進室は、不正防止計画を策定する。
- (3) 不正防止計画の策定に当たっては、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- (4) 教職員等は、不正根絶のために、不正防止推進室と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

5. 公的研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費の適正な運営・管理活動を図るため、策定した不正防止計画を踏まえ、適切な予算執行を行う。また、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。

6. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用に関するルールについて相談を受け付ける窓口を設置するとともに、不正防止に向けた取り組みについて方針等をホームページで公表する。

7. モニタリングの在り方

公的研究費の不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、最高管理責任者の責任の下、定期的且つ機動的な内部監査を実施する。

- (1) 公的研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング体制を整備し、実施する。
- (2) 内部監査部門は、最高管理責任者の責任の下、実効性ある内部監査を実施する。
- (3) 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。
- (4) 内部監査部門は、不正防止推進室との連携を強化し、本学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

- (5) 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図る。
- (6) 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方について意見交換を行う。
- (7) 最高管理責任者は、文部科学省が実施する履行状況調査、機動調査、フォローアップ調査、特別調査に協力することとする。
- (8) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、本学全体として同様のリスクが発生しないように徹底する。